

## 第1章 基本的な考え方

### 1 人権尊重の基本理念

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められています。

この理念の下に、本市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきました。

しかしながら、今日でもさまざまな差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しており、さらに社会的状況の変化により、新たな課題も生じています。

こうしたなか、本市では、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市の実現を目指すこととしています。

### 2 人権施策基本方針の位置づけ

この基本方針は、本市が取り組む全ての人権施策についての基本的な考え方や方向性を示すものです。

市においては、市政全ての分野において人権尊重の視点に立って、総合的及び計画的に人権施策を推進するための指針とします。

市民（鳥取市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。）においては、この基本方針を踏まえ、人権に関する認識及び問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った自主的な取り組みを積極的に展開されることを期待するものです。

### 3 人権施策とは

「人権施策」とは、人間らしく生きる権利を保障するすべて施策のことを総称しています。その内容は、基本的人権を市民に保障する施策であり、差別や人権侵害によって損なわれている人権を市民に回復（あるいは保障）する施策です。また、差別や虐待などの人権侵害をなくすために取り組む施策であり、人権意識を育む教育・啓発です。

また、差別や人権侵害に対して、被害を受けた人たちの自立に至るまでの総合的な支援を行う人権擁護に資する施策をいいます。